

令和2年第12回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月24日(火) 開会 午前 9時14分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 8番 法師 励 11番 宮岡幸江

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第6号 入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議案第7号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 岩田孝三郎 中村郁夫

中村義男

清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 任 高山 大樹

9. その他の出席者

農業振興課長 新井 勝次

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主査 西村 綾子

農業振興課主任 長谷川奈美

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第12回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番、法師励委員、11番、宮岡幸江委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第1号1番は、6番、田嶋正明委員が当該議案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。また、議案第7号につきましては、入間農業振興地域整備計画の変更であることから、市農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。なお、議事参与制限の規定により、6番、田嶋正明委員には当該議案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(6番 田嶋正明委員退席)

○議長

担当、3番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。よろしく申し上げます。

1番、当事者、譲受人、○○○○○、○○、○○○○。譲渡人、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○、○○○○○○、○○○○。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げ

ます。宮寺的場後〇〇〇—〇番、畑、８８３、同じく〇〇〇—〇、畑、１１２、計９９５平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自３５３アール。

本件は、農地法３条による農地の売買議案であります。本件、〇〇〇〇さん（〇〇〇）は、農作業歴４０年、お茶の生産畑３町歩、普通畑６反で、野菜生産等に取り組む宮寺地区の基幹農家であります。本件９５５平米は、案内図のように、つつじの園の南側に位置をいたしておりますが、本件９９５平方メートルを加えた農地面積の合計は３万６，３７０平米となります。自作地借入地の内訳は、自作地が約２町５反、借入地１町１反であります。所有する農機具は、トラクター１台、乗用型茶摘採機、防除機各１台、耕運機４台等でございます。

本件取得する畑は、現状野菜畑であり、〇〇〇がいますが、〇〇〇〇が取得後は野菜栽培を行う予定と聞いております。

本件に関する現地確認は、宮寺地区の４名で１１月１９日に行いました。適正に今現状も管理されております。

以上、農地の取得に何ら問題ないことを報告し、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

１１月１９日、担当の吉川委員さんほか３名で現地を確認いたしました。ただいまの説明のとおり、譲受人の〇〇〇〇は数多くの耕作機械などを所有しており、引き続き普通畑で使用することと、特に問題ないと思われますので、よろしく審議のほどをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第1号の1番は、農業経営規模拡大のため農地の取得でございます。

農地法第3条、許可検討事項についてご説明申し上げます。ただいま吉川委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は363アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。

申請地の耕作状況は、現在野菜畑であり、許可後も野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

ここで、6番、田嶋正明委員の退席を解除いたします。

(6番 田嶋正明委員復席)

○議長

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。1番と、次の3ページの議案である議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についての2番の議題とは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

異議ないと認め、1番と議案第3号の2番を一括議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明願います。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案第2号1番並びに議案第3号2番についてご説明申し上げます。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について。

1番、当事者、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。木蓮寺大久保〇〇〇一〇、畑、311平方メートル。申請理由、申請人は、〇〇〇〇〇を営んでいるが、自宅敷地内にある資材置場が手狭であり、業務拡大の予定があることから、新たに資材置場を設置すべく申請する。摘要、資材置場。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について。

2番、当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇。貸渡人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。木蓮寺大久保〇〇〇一〇、畑、585平方メートル、同じく大久保〇〇〇一〇、畑、717平方メートル、計1、302平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇〇〇を営んでいるが、自宅敷地内にある資材置場が手狭であり、業務拡大の予定があることから、新たに資材置場を設置すべく申請する。摘要、資材置場。

今回の申請は、〇〇〇〇〇を営んでいる申請人が資材置場を設置するためのものです。

11月20日、野村推進委員とともに現地を確認してまいりました。案内図のとおり、申請地は圏央道青梅インターチェンジの南側に位置しており、北側と西側は市道、南側と東側は資材置場となっております。今回の申請の敷地面積は3筆で合計1,613平方メートルです。申請地には仮置場の残土や建設工事用の砂利、碎石、単管パイプの型枠などの資材置場として利用することになっております。敷地面積も必要最低限で、隣接農地はないため、周辺の影響もなく、特に問題ないと思っておりますが、よろしくご審議お願いくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

金子地区上推進委員の野村と申します。

11月20日、法師農業委員と現地を確認いたしました。その結果、法師委員の報告どおり問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第2号の1番及び議案第3号の2番については、〇〇〇〇〇を営む申請人が自己所有地及び借地にて資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

お手元のほうにA4判の資材置場の配置図のほうがありますので、併せて御覧いただければと思います。真ん中のブルーで塗られた部分が4条の申請、それと両端にあるピンクで囲まれた部分が5条の申請の部分となっております。

それでは、説明を続けさせていただきます。申請地は、農用地区域内であったため、令和2年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和2年11月2日付で農用地区域から除外をされております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第4条及び第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から、第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、敷地造成費等の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑ありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明願います。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第3号、1番についてご説明申し上げます。

1番、当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。上藤沢向野〇〇〇一〇、畑、748平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、現在借用している駐車場及び資材置場の返還を求められていることから、申請地へ移転するべく申請する。摘要、駐車場、資材置場。

提出された理由書を読み上げさせていただきます。理由書。弊社は〇〇〇〇〇〇に入間市

め、周辺への影響も特に問題はないと思われませんが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。

11月17日に現地を確認いたしました。周りは駐車場とか、いろいろありますけれども、周りの農地に影響することは全くないと思われまますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の1番については、〇〇〇〇〇〇〇を営む譲受人が、申請地へ駐車場及び資材置場を移転するための農地転用許可申請でございます。お手元のほうにA3版のこちらの資材置場が駐車場の配置図がございますので、併せて御覧いただければと思います。

申請地は、農用地区域内であったため、令和2年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和2年11月2日付で農用地区域から除外をされております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請

理由書が届いておりますので、読み上げさせていただきます。理由書。私は、現在○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○の○○○○○○○にて生活を行っております。

現在、○○○にて○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に勤務しております。また、妻は○○○○○○に通勤しております。○○○○○○に妻と結婚し妻の勤務地に近い位置にある場所として○○○○○を居住地としておりました。共に生活するなかで必要なものも増え我が家にとって手狭になってきました。そこで、現在居住している周辺や通勤時間に変化のない場所で住宅を建てるべく土地を探しました。希望する土地の要件としては、駐車場は○○○2台来客用に1・2台と考え、3～4台、今後の暮らしのことを考え○LDKの28坪程度の家が建つ敷地面積の所を希望していました。市街化区域や農地ではない場所で探し見に行きましたが地形が悪かったり面積等が不十分でした。

今回の申請地であれば、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○場合においても○○○○○○○○○○○○○○○○から車で○○○○○と近く、○○○○○○○○○○○○○○○○と考慮しております。また○○○○○○○○○もしやすいとも考慮しております。希望の建物の建築と駐車スペースの確保が出来る的確な場所であると思ひ計画いたしました。

その様な計画のもと調査の結果、開発規定に照らし合わせても許可が可能であり、接道、排水、給水等についても関係機関と調整の上整備可能です。

また、今後の農地としての維持に関して難しくなるという当該土地所有者の意向とも合致したため今回の計画に至りました。

以上のような理由ですが、よろしくご処理下さるようお願い致します。

申請者、住所、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○、氏名、○○○○○、○○○○○。

ということでありまして、19日に推進委員の宮岡さんと現地調査をしてきました。案内図を見ていただければ分かると思いますが、野田のこれは谷田の場所ですか、県営住宅のすぐ西側に位置しております。前方には1軒新しい住宅と、その前がレストランが国道沿いにある。農地に接している場所ではございません。したがって、問題はないと思ひますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいま加藤委員から説明をいただいております。特段問題ないと思われまので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の3番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。都市計画法に関しては、〇〇〇〇〇〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、建築費等の経費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第4号の1番についてご説明申し上げます。

1番、当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。下藤沢明ノ沢〇〇〇〇、畑、1,678平方メートル。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

11月17日に現地確認と〇〇〇〇から電話にて話を伺ってきました。申請地は案内図のとおり、県道川越入間線沿い、熊野神社北交差点の北側です。耕作は〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇で行われており、現地は茶畑で、適正に管理されておりました。農機具は乗用型茶刈り機1台、耕運機2台、普通トラック1台、軽トラック1台を所有しております。その他耕作に必要な農機具はそろっており、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水と申します。

17日の日に現地を確認いたしました。大変きれいにお茶のほうは管理されていて、何の問題もないかと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明願います。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第4号の2番についてご説明申し上げます。

2番、被相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。中神西立野〇〇〇—〇、畑、532平方メートル、同じく〇〇〇—〇、畑、1,237平方メートル、計1,769平方メートル。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、特定貸付、借受人、公益社団法人埼玉県農林公社、利用権の設定期間、平成30年3月1日から令和10年2月29日。

11月17日に現地確認と、当該地域の推進委員さんが不在のため、私一人で現地を確認してまいりました。申請地は、案内図のとおり、茶どころ通り北側にあります。現地は茶畑で、適正に管理されておりました。農地は、農地中間管理事業による利用権の設定により、平成29年12月の農業委員会総会の審議を経て、埼玉県農林公社に貸し付けており、相続後も引き続き貸付けする形となります。特に問題ないかと思われますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、引き続き特定貸付けを行っているものと認められますので、証明することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当、5番、池谷昭二委員、説明願います。

○農業委員5番(池谷昭二君)

5番、池谷です。議案第4号の3番についてご説明を申し上げます。

3番、当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。西三ツ木八瀬〇〇〇—〇、畑、3, 595、同じく八瀬〇〇〇—〇、畑、1, 483、東武蔵野〇〇〇—〇、畑、4, 685、計9, 763平米。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

去る11月20日に太間推進委員さんと一緒に現地確認と、〇〇〇〇〇〇から現地にて話を伺ってまいりました。申請地は、寺竹排水路東側に位置しており、耕作は〇〇〇〇と〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇で行われております。現地は全て茶畑となっており、適正に管理されておりました。農機具についても普通トラック1台、防除機1台、耕運機2台、乗用型茶刈り機、その他管理に必要な農機具はそろっております。特に問題ないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(太間雅嗣君)

ただいまご報告がありましたように、池谷農業委員と一緒に確認いたしまして、問題な

いと思われまますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案は、9番までと案件が多いため、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに、借受人及び貸付人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応します。

それでは、1番を議題といたしますが、1番から4番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番から4番までを一括議題といたします。

担当、6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

6番、田嶋です。議案第5号1番から4番について一括説明させていただきます。

なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇。筆数1筆、面積1,024平方メートル。利用権種類、賃借権。

2番、借受人、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。筆数2筆、合計面積2,875平方メートル。利用権種類、使用賃借権。

3番、借受人、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。筆数2筆、合計面積1,667平方メートル。利用権種類、賃借権。

4番、借受人、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。筆数1筆、面積800平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

〇〇〇〇はお茶生葉生産農家です。自己農地、入間市内45アール、ほか〇〇〇〇に10アール、計55アールです。

19日木曜日に担当の推進委員、岩田さん、中村さんと農業委員、吉川さんの4名で現地視察を行いました。また、〇〇〇〇ご自身が圃場の案内をしていただきました。いずれの圃場も茶畑で、空き施肥もしっかりされ、畝間も空き施肥後の耕うんもしっかりとされて、きれいに管理されておりました。視察してみますと、段差等のある圃場周り、乗用茶刈り機の搬入、可動に苦勞する場面も見られましたが、見事に克服し、管理されておりました。農機具は乗用茶刈り機、肥料散布機、両面裾刈り機、普通トラック、軽トラック、動力噴霧機2台、可搬茶刈り機2台、クランクカルチ等茶栽培に必要な農機具は全てそろっています。利用権の設定について何ら支障はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

11月19日、担当の田嶋委員さんほか3名で現地を視察いたしました。すみません。これは、議案第5号の2から4番についてご説明いたします。現在、茶畑として適正に管理されておりましたので、引き続き借受人の〇〇〇〇は茶園として利用すること、特に問題ないかと思われますので、よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。私の担当の1番なのですが、1番については、田嶋委員さんの報告どおり、茶畑で適正に管理されておりますので、今後の管理にも問題はないと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第5号の1番及び3番は賃借、また2番及び4番は使用貸借による、いずれも新規の利用権設定でございます。

田嶋委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は43アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借り受ける1番から4番までの農地は、計6,366平方メートルで、合計107アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は、150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されていると認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたしますが、5番から7番までは関連がございますので、一括審議にさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、5番から7番までを一括議題といたします。

担当、1番、友野秀一委員、説明願います。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。議案第5号の5番から7番についてご説明いたします。

一括して説明いたしますが、読み上げについては一部省略させていただきます。

5番、借受人、〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。筆数1筆。面積1, 295平方メートル。
利用権種類、使用貸借権。

6番、借受人、〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。筆数1筆、面積1, 149平方メートル。
利用権種類、使用貸借権。

7番、借受人、〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。筆数1筆、面積3, 419平方メートル。
利用権種類、使用貸借権。

次に、11月17日に現地確認を行い、借受人より聞き取りを行いました。借受人の〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に在住しており、現在〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇がおり、各種野菜栽培を行い、近隣スーパー等数か所にて販売されております。本人所有農地のほか、入間市内に既に数か所圃場を借りております。農機具につきましては、耕運機3台、トラクター1台、軽トラック5台、その他数種の作業管理機を所有しており、作業には問題ないと思われます。

圃場3か所の位置は、二本木地区中村屋狭山工場の南西部に位置しており、自宅より圃場までは1キロメートル以内で、トラクターなどの移動も可能です。借入れ予定の圃場には、数種の野菜を栽培するとのことです。なお、圃場確認を行いました、2か所は適正に管理されております。もう一か所の圃場は前回の雑草勧告後放置されたままで、枯れ草で覆われておりますが、今後圃場整備に着手し、来春までには作付可能な状態にする予定とのことです。今回の利用権設定においては、2か所が雑草勧告された経緯のある圃場でしたが、今後はそのようなことがなくなり、当地区としてはよい農地環境になったと思われます。

以上の内容による周囲農地は問題はないものと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明のとおりで、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第5号の5番から7番は、使用貸借権による、いずれも新規の利用権設定でございます。

友野委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は360アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借り受ける農地は5,863平方メートルで、合計419アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、8番を議題といたします。

担当、6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

6番、田嶋です。議案第5号、8番について説明させていただきます。

なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

8番、借受人、株式会社〇〇〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。筆数1筆、面積2,894平方メートル。利用権種類、賃借権。

〇〇〇〇〇〇は、野菜生産法人で、ハウスでのトマト、露地での各種野菜を生産し、〇〇の〇〇〇と〇〇〇〇〇で運営されています。

19日木曜日に担当推進委員の中村さんはじめ、ほか2名で現地視察を行いました。圃場は普通畑で、既にトラクター耕うんがされ、きれいに管理されておりました。扇形の圃場で西方狭小地は堆肥置場として利用されるとのこと。〇〇〇〇〇〇〇〇〇土地で、地主も耕運機1台を持っているだけで、営農もできないとのこと。以前より売地の立て看板が設置されており、私が通りかかった際、地主を見かけたので、声をかけ、農業委員会への相談を打診しました。案内図のとおり、〇〇〇〇の自宅にも近いので、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇が借りてくれるのではないかとの思いを持っていました。農機具はトラクター2台、耕運機1台、軽トラック3台、ネギスコッパー2台、ラジコン動噴1台、定植機1台、防除機1台、ホイールローダー等、野菜に必要な農機具は全てそろっています。利用権の設定について何ら支障はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの説明にありましたように、11月19日に現地を確認しました。〇〇〇〇〇〇代表の借受人、代表の〇〇〇〇は既にトラクターでの整地も済んでいましたので、普通畑で利用するとのこと。何ら問題ないかと思われましますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第5号の8番は、賃借権による新規の利用権設定でございます。

利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付し借り受けるものでございます。

借受人の現在の経営面積は185アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借り受ける農地は2,894平方メートルで、合計214アールが経営面積となり、農作業従事日数は150日以上でございます。

田嶋委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件である、農地を全て効率的に耕作すること、法人である場合は、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められていることなどに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認されることに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、9番を議題といたします。

担当、5番、池谷昭二委員、説明願います。

○農業委員5番(池谷昭二君)

5番、池谷です。議案第5号、9番について説明させていただきます。

なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

9番、借受人、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇。筆数1筆、面積3, 102平方メートル。
利用権種類、使用貸借権。

11月20日の日に太間推進委員さんと耕作状況などを確認しました。〇〇〇〇〇〇は、現在所有自作地と借入地の合計は273アールを耕作しているお茶生産農家です。農作業、またお茶製造は〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で行っております。農業機械も耕運機やトラック、乗用型茶刈り機、乗用型防除機、その他必要なものは一式そろって保有しております。

今回借り受ける農地は、案内図のとおり、県道二本木飯能線沿い、ソーシンの北側です。現在は茶畑となっており、きれいに管理されております。利用権設定後も引き続き茶畑としての利用を予定しており、耕作していくことに問題ないことを報告します。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

11月20日に池谷農業委員と一緒に確認いたしまして、問題ないと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第5号の9番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

池谷委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、

借受人の現在の経営面積は273アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借り受ける農地は3,102平方メートルで、合計304アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号 入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、まず議案を読み上げさせていただきます。

議案第6号 入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、見直しを行うもの。

別紙1のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、農業委員会等に関する法律第7条に基づき、農業委員会が、次の2点の事項。

1点目、市の区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標。

2点目、市の区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法。

を指針に定めることになっております。

現行の指針では、これらの目標及び推進の方法について、平成29年9月及び10月の

農業委員会総会で審議し、同日の24日付で制定をされております。

本指針は、委員改選期ごとに見直すこととされており、本年7月に委員の改選がありましたので、見直し案として別紙1のとおり、見直しを行うものでございます。

それでは、別紙1を御覧ください。見直し案の第1の「基本的な考え方」の部分は、目標年度、見直し期間、進捗状況の検証とも、現行の指針から変更はございません。

第2の「遊休農地の発生防止・解消について」の部分は、現行の指針では、毎年、遊休農地を0.5ヘクタール削減し、目標年次には、当初の遊休農地面積の半減を目指すものとなっておりますが、解消面積に匹敵する新規の遊休農地が発生しているため、目標の達成には至らない状況でございます。

このため、見直し（案）では、新規発生分の遊休農地も考慮して、各年の削減面積を現行の削減値から半減した面積である0.25ヘクタールを毎年削減することとし、目標年次には、4か年の合計1ヘクタールの削減を目指す目標へと変更いたしました。

続いて、第3の「担い手への農地利用の集積・集約化について」の部分は、現行の指針では、毎年、集積面積を47.3ヘクタール増加させ、目標年次には、農地集積426.72ヘクタール目指すものとなっております。これは、市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、こちらの構想は平成26年9月に定められたものでございますが、それとの整合を図った数値でございますが、実際の毎年の集積面積は約10ヘクタールほどで、目標の達成には至らない状況となっております。

このため、見直し（案）では、各年の増加面積を、市が定めている「総合計画」の集積目標と整合が図れる面積である9ヘクタールを毎年集積し、目標年次には4か年の合計36ヘクタールの農地集積の増加を目指す目標へと変更いたしました。

続いて、第4の「新規参入の促進について」の部分は、過去3年間の新規参入の状況が、個人・法人とも実績がなく、目標の達成には至らない状況となっております。

このため、見直し（案）では、個人の新規参入者数は、目標年次までに、現行指針の目標値と変わらない1名と設定し、法人の新規参入者数は現行の指針の目標値の3分の2である2経営体と設定し、目標年次までに2経営体の参入を目指す目標へと変更いたしました。

以上が現行の指針からの見直し変更点となりますが、農業委員会等に関する法律では、指針の制定、変更の際には、農地利用最適化推進委員の意見を聞くことと規定されてお

ます。

また、見直しをした指針は公表するものとし、さらに農業委員会等に関する法律第17条では、農地利用最適化推進委員が行う「農地等の利用の最適化の推進のための活動」では、本指針に従って行うものとも規定されております。

つきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直し（案）について、意見を何うとともに、審議をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

農地利用最適化推進委員の意見も聞かなければならないとの規定もあります。推進委員さんの皆さんもご意見がありましたらお願いいたします。

何かございませんか。

（ちょっと参考までに。の声）

○議長

では、田嶋委員さん、お願いいたします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

第3、担い手への農地利用集積目標というやつなのですけれども、このところのいわゆる次期作支援等が影響したせいか、結構利用権の設定も多くやられていると思うのですけれども、どの程度、現状、直近、その令和2年2月に対してどのくらいまで移動するか。分かる範囲内でいいです。

○事務局

現在、令和2年の2月が集積率が17.59%になっております。それで、今年に入りますと、かなり利用権設定だとか、中間管理事業の利用がございまして、恐らくは20%を超えるぐらいには今現状なっているというふうに考えております。

以上でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

今のペースを守っていかないと、この20.93は無理ということか。

○事務局

そうですね。ただ、毎年結構十二、三ぐらい出ておりますので、ただ前の計画ですと、48%という数字だったものですから、それはちょっととてもではないが、難しいということがありましたので、見直させていただきました。

○議長

ほかにございませんか。

吉川さん。

○農業委員3番（吉川光彦君）

第2の遊休農地の発生防止・解消なのですけれども、0.25ずつ削減を目指すという数字はいいと思うのですが、実質的に遊休農地の新規発生、つまりマイナス要因が加わると思うのですけれども、それとの相殺で0.25という理解をいたすべきかなとは思いますが、その辺の数字の内訳としてはいかがでしょうか。

○事務局

遊休農地が活動計画というので、毎年2.5ヘクタールというような形を出してはいるのですけれども、ただ、こちらのほうが私どものほうでは新規発生を除いた数値として考えておまして、ただ実際にはその解消をしても、また次のものが出てきていますので、一応そちらのほうを差し引いた実際の純なものが0.25というふうにちょっと考えさせていただいておまして、それが4年間トータルで1ヘクタールを削減できればという目標を立てさせていただいております。

以上でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ちょっと今の質問に関して、ちょっと補足というか、遊休農地というこの集計の定義ってどういう感じでやられていますか。例えば農地パトロールを皆さんやって、いろいろ上げるけれども、数回にわたっていろいろお願いをしても、依然として変わらないという、そういうところを集計しているのか。

○事務局

広い意味でいえば、その活用をよくされていないというものが遊休農地だとは思いますが、ただ私どものほうのしているものでは、やはり委員さんのほうが7月と9月に見ていただいていると思いますが、その間に全然手を入れた管理を本人がされていない

というものについてカウントをさせていただいております。

以上でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

つまり 7 月、9 月で両方をその地主に対して改善してくださいということ言っても、一向に改善されないところをカウントしているということですね。

○事務局

はい、そのとおりでございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

はい。

○議長

はい、どうぞ、岩田さん。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

第 4 の新規参入の促進についてと書いてあって、現状がゼロ人で、目標を 4 年後というか、それが 1 名という、1 人だけということなのですからけれども、あまりにも少ないというのは、結局もうやめる人がどんどん増えてしまうから、差し引くと 1 名しか増えないと、そういうふうな意味合いとかの 1 名というのを設定したわけなのでしょうか。

○事務局

こちらのほうの数字につきましては、やめる方は関係なく、新たに例えば農家の方で後継ぎするという方は新規参入には含めなくて、まるっきり初めて参入をされるという方が対象となっております。ですので、今まで農家ではない方が新たに入るというような形のものを 1 名というふうに予定をしております。

以上でございます。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

そうですか。はい、分かりました。

○議長

ほかにございませんか。

大丈夫ですか。

（はい。の声）

○議長

では、ほかに意見がないようでしたら、本件について原案どおり承認することによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

それでは、議案第6号は原案どおり承認することに決定いたしました。

それでは、ここで1時間ちょっと立ちますので、休憩を挟みたいと思います。およそ10分間の休憩で、10時40分まで休憩とします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時29分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午前10時43分

○議長

議案第7号 入間農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件について、1件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度、皆様からご意見をいただきます。

計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

それでは、議案の朗読を事務局をお願いいたします。

○事務局

議案第7号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2第2項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件（令和2年10月分）に係る入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。

当事者、土地の表示、地名、地番、地目、面積、除外事由（利用目的）、その他参考事項の順に読み上げさせていただきます。

1番、〇〇〇〇。上藤沢庚申〇〇〇—〇〇、宅地、71.26平方メートル。敷地拡張（住宅通路）。農地法第4条許可、川農振第〇〇—〇〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

2番、〇〇〇〇。小谷田丸山〇〇〇—〇の一部、畑、773平方メートルのうち30.

0 2 平方メートル。敷地拡張（住宅通路）。農地法第 5 条許可案件。

3 番、〇〇〇〇。宮寺三本桜〇〇〇〇―〇の一部、畑、5 9 6 のうち 8 8 平方メートル。敷地拡張（住宅通路）。農地法第 5 条許可案件。

4 番、〇〇〇〇。宮寺大橋〇〇〇〇―〇の一部、畑、7 8 5 のうち 3 0 0 平方メートル。自己用住宅。農地法第 4 条許可案件。

5 番、〇〇〇、〇〇〇。宮寺大橋〇〇〇〇―〇の一部、畑、6 7 2 のうち 2 8 6 平方メートル。自己用住宅。農地法第 5 条許可案件。

6 番、〇〇〇〇。上藤沢東野〇〇―〇、畑、3 3 0 平方メートル。自己用住宅。農地法第 4 条許可案件。

7 番、(株) 〇〇〇〇。狭山台武蔵野〇〇、畑、1, 7 3 2 平方メートル、同じく〇〇―〇、畑、9 9 1 平方メートル、同じく〇〇、畑、1, 9 8 3 平方メートル、計 4, 7 0 6 平方メートル。敷地拡張（特積倉庫）。農地法第 5 条許可案件。

8 番、(株) 〇〇〇〇。中神南狭山〇〇〇―〇、畑、9 9 1 平方メートル。資材置場。農地法第 5 条許可案件。

9 番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (株)。寺竹外野西一号〇〇〇―〇、畑、2, 0 9 5 平方メートル、同じく〇〇〇―〇、畑、6 2 1 平方メートル、同じく〇〇〇―〇、畑、2, 1 1 3 平方メートル、計 4, 8 2 9 平方メートル。農業用施設（荒茶工場）。農地法第 5 条許可案件。

議案の読み上げは以上でございます。

○議長

それでは、1 番について、農業振興課に説明をお願いいたします。

○農業振興課

農業振興課の長谷川と申します。よろしく申し上げます。

それでは、配付させていただきました入間農業振興地域整備計画変更説明書により説明をさせていただきます。

議案番号 1 番、1 ページを御覧ください。除外申出地は、入間市大字上藤沢字庚申〇〇〇番〇〇、除外面積は 7 1. 2 6 平方メートルで、自己用住宅通路のための除外案件になります。

申出者は、現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に居住していますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に自宅

の増築手続中に申請地が農用地から除外されていないことが判明しました。現在も住宅用通路として使用しており、この通路を使用しないと自宅に入れない状況です。除外をしていなかった経緯については、〇〇〇〇〇の自宅建築の際、当時の所有者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に農地転用許可を得ていますが、その際に農用地除外手続がされていなかったものです。

計画地の西側にある農地は、自己所有地であり、近隣への農業上の支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました1番の敷地拡張（住宅通路）について、皆様にご意見を伺います。

何かございませんか。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ちょっと過大になり過ぎると、今の説明聞いてよく分からなかったのは、要するに農地転用の許可は受けていて、農用地の除外がされていない。これは、一連の作業ではないのでしょうか。そこを確認したい。

○事務局

本来農用地の除外がなされた後でないと許可ができないものでございますが、こちらの案件につきましては、許可を取った当時は分からなかったのですけれども、後になりました、こちらのほうは除外されていないことが判明したというような事案でございます。

以上でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

これ受付はどちらでやったの。振興課でやった案件ですか。

○事務局

当時の許可を受けたのは農業委員会でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

いや、何でそんな質問したかという、今後もしこういうことってあるのかなと思って。今後はないのですか。

○事務局

まず、許可基準の中で農用地の区域内ですと、いろいろ許可できないものとかがありますので、私どものほうでこういった除外の案件もそうなのですけれども、普通に受け付けるときでも、やはりその辺農用地の区域でどうかというのは確認をして、事前の相談ですとか、受付のほうはやらせていただいておりますので、ないというふうな認識で考えていただければと思います。

以上でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

つまり今の説明は、農業委員会と農業振興課の連絡を密にして、そういうことをなくすということですか。

○事務局

はい、そのとおりでございます。

○議長

よろしいですか。

（はい。の声）

○議長

では、なければ次に 2 番について説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号 2 番、6 ページを御覧ください。除外申出地は、入間市大字小谷田字丸山〇〇〇一〇の一部、面積は 773 平方メートルのうち 30.02 平方メートルで、自己用住宅通路のための除外案件になります。

申出者は、自宅の進入路が当初の建築では狭く、車両で通行するために申出地を通路として使っていました。隣接農地〇〇〇〇〇〇〇であったため通行できたのですが、その後、隣接農地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となりました。今後も通路として使用するため、所有権移転を行い、農用地除外をするものです。

計画地の残された畑は、別の進入路を使っており、所有者の同意も得られていることから、農業上の支障はないと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

いうことで書いてあるこの何、これ〇〇〇〇と書いてあるこの辺のところの道路のことを言っているのでしょうか、ここからこう入っている、北側の。どこのことなのですか。それともこの北側というのはどこのことを言っているのですか。

○議長

田嶋さん、15ページのところの地図を見てください。

○農業委員6番（田嶋正明君）

いや、いや、15ページのところというのは、あえて言っているのは、まだそのほかに聞きたいことがあるから言っているのだ、12ページで。北側の接道というのは、何、この本当に北側のところ。

○農業振興課

そうですね、はい。

○農業委員6番（田嶋正明君）

今、この北というか、西のほうからちょっと入るような道路も書いてありますよね、北西のほうから。とにかくこれはそうすると北側ずっとこう入っているところが、これが建築基準法を満たしていないということで、そこから、その道路は使えないということの意味しているわけね。東のほうにも何か道路っぽいのがあるのだけれども、私知っていて、あえて言っているのですけれども。

○農業振興課

12ページの枠のこの接道の枠のちょっと下にこう。

○農業委員6番（田嶋正明君）

そう、そう、そう、そう。

○農業振興課

ああ、はい。

○農業委員6番（田嶋正明君）

それは何なのでしょうね。

○農業振興課

この12ページに申出地ということで、太い枠で囲ってある今回の通路の部分の下にもともとあったような道路が形状みたいな形で記されているのですが、もともとの畑のほうに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、空き地になっているわけですけれども、奥のほうにも畑を

所有していたりするものですから、この今回の申請地の真ん中辺が道路みたいな形状になっておりました。そちらに関しましては、〇〇〇〇〇〇〇なので、是正をしまして、それで改めて今回の敷地の一番北側というのですか、そちらに改めて今回除外をして通路を設置するものです。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

はい、分かりました。それが聞きたくて、今質問しました。

○農業振興課

よろしく申し上げます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

はい。

○議長

よろしいですか。

（はい。の声）

○議長

それでは、次に 4 番について説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号 4 番、18 ページを御覧ください。除外申出地は、入間市宮寺字大橋〇〇〇〇番〇の一部、面積は 785 平方メートルのうち 300 平方メートルで、自己用住宅のための除外案件になります。

申出者は〇〇〇〇に暮らしており、自己用住宅建築をするに当たり、〇〇〇〇が心配なため、また畑仕事を手伝うため〇〇〇〇〇で建築したいと考えました。条件に合う物件が見つからず、所有する農地の一部を建築敷地に考えました。

計画地は、北側の宅地に接して計画され、東側が道路、南側が申出者の所有農地であり、西側の農地所有者の同意は得られていることから、農業上の支障はないと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました 4 番、自己用住宅について、皆様のご意見をお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました7番の敷地拡張（特積倉庫）について、皆様にご意見を伺います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

この特積倉庫って具体的にいうと、どんな倉庫ですか。

○議長

はい、どうぞ。

○農業振興課

ニーズとしては、路線バスとか、高速バスみたいな感じになるのですが、一定の場所と場所を結ぶ路線になりまして、不特定多数の荷主企業の荷物を1台の車両にまとめて積載して、全国規模で輸送する形態になります。特積で使用するトラックは、定時定路線となるために、荷物がなくても車を走らせる必要があるということで、路線バスとか、そういった感じで、決まった停留所のようなところに営業所を設けて、そこにある荷物を定期的、定期定時で運ぶような形のものが特積という形になります。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。

田嶋さん。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ちょっとおもしろい格好で、こう残ってしまっている真ん中の部分って、これは何なのですか。こういうところをまずは困らないのですか。白く抜かれてある場所です。

○農業振興課

東側のほうですか。

○農業委員6番（田嶋正明君）

そう、そう、そう。

○農業振興課

申出地の。

○農業委員6番（田嶋正明君）

うん、上。

○農業振興課

北。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

うん、北。

○農業振興課

これは、もともと企業さんが使用されているところです。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ああ。

○農業振興課

場所間違っていたら……

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ああ、そう、そう、そう。この使っているところ。

○農業振興課

ああ、そうですね。こっちはもう既に建物が。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

はい、はい、はい。分かりました。

では、西側のほうも同じですか。使っているところですかね、欠けているところ。今回には関係ないから塗り潰していないのだけでね。

○農業振興課

西側が空いているというか、なっているところはその都市計画道路が計画されているので、空いている土地が……

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

道路になってしまう。

○農業振興課

はい、将来的な計画で。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ああ、なるほどね。

○議長

ほかにありませんか。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

選定理由の 2 番の近隣への騒音の配慮から住宅密集地でないことは分かるのだけれども、その辺のことを、結構あれですと、使っていただいて、ほとんどフルで 24 時間車の出入りがあるというふうに考えてもいいのかな。

○農業振興課

どのぐらいの時間とか、間隔だとか、夜なのかどうなのかとかとか、そこまではちょっとすみません。把握はしていません。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

西側に都市計画道路は造る予定になっていますが、この地図でいう名糖運輸入間物流センターの下の辺りのここは道が拡張される計画にはなっているのですか、これ。

○農業振興課

47 ページですかね。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

地図でいうと 52 ページに出ているのですけれども。

（違う。の声）

○議長

次の議案だな。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

ごめんなさい。すみません。では間違いました。すみません。では今のは取り下げます。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員 11 番（宮岡幸江君）

今お話があった 47 ページと、その 40 ページの地図を見ますと、この 47 ページのところでは、その都市計画道路のほうの空いていますけれども、その上に緑化、何か細かい字で書いてあって、緑化の緑のところをつけないといけないということで、ここまであるわけですね。本来は都市計画道路が入るならば、ここは買わなくてもいいことに、買

わなくてもというか、買う必要がないわけですよ、道路に行く行くはなるところなので。今回のような理由でここまでを買うのでしょうか。

○農業振興課

用地買収、先になる計画はされているので、そこに建物は建たないと思うのですが、それを前もって買わないで、結局所有権まだ残っているので、分筆をされていないので、敷地としてはこういう形になる。現況としては公図としてはこういう形なので、そこまで買う必要はあって、そこに建物は建たなくて、緑地帯として今後の都市計画のためにつながっていくと。

○農業委員 1 1 番（宮岡幸江君）

緑地帯として残しておいて。

○農業振興課

そうですね。将来的にはそこが都市計画道路の部分です。

○農業委員 1 1 番（宮岡幸江君）

都市計画として道路になると。

○農業振興課

そんな形になると思います、分筆を新たにして。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

さっき平塚さんがすみません。言おうとしていたところの続きですけれども、40ページのこの地図で、その名糖運輸の入間物流センターの辺り、これってこの東の幅が広い部分あるのだよね。都市計画道路、ここを通るのかね。ここはないのですか。いきなり狭くなるの。

○事務局

事務局です。すみません。こちらの40ページの地図でいいますと、広い、幅が多分16メートルぐらいある道路が東から西のほうへ向かっていると思うのですがけれども、こちらの灰色で網かけしてあるところの角、角までちょうど今回の既存の敷地の部分の角までは都市計画道路がいきます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ああ、なるほど、なるほど。

○事務局

ただ、実際には都市計画の決定をしておりますけれども、まだそこは事業を用地買収したり、工事をする計画というのは今のところないものですから、その部分はそういう堅固な建物はよけて計画されているということでございます。

以上です。

(もう一回いいですか。の声)

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員 1 1 番 (宮岡幸江君)

先ほどのところの件なのですけれども、これ市道になるわけですよね。拡張して市道にする。まだ道路は先々で、ここを見ますと、点々と少しずつ予定して。そうしたら、ほかの企業さんが買うに当たっては、ではここは市が予定しているという。

○農業振興課

将来的には、そういう用地買収をするに当たっては、そういうふうにはなっていくと思うのですよね。都市計画道路、将来的にはそういう事業になっていますので、そこについては計画決定されているので、建物とかは建てないで、空けておく必要があると思います。

○農業委員 1 1 番 (宮岡幸江君)

建てられないけれども、市が使っている家屋、まだ道路もない。

(そこは何にも造らないんですね。の声)

○農業振興課

そうです。まだこの部分というのはそこまで事業が進んでないというようなことが現状でございます。

○農業委員 1 1 番 (宮岡幸江君)

この上は買っておくということか、その下が。

(買ってないわけですか。の声)

○農業委員 1 1 番 (宮岡幸江君)

買ってないわけですか。

○農業振興課

買ってないし、全然まだ。

○議長

それでは、関連ございますので、8番のほうへ移りたいと思います。よろしいですか。

(はい。の声)

○議長

では、次に8番について説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号8番、51ページを御覧ください。除外申出地は、入間市大字中神字南狭山〇〇〇番〇、面積は991平方メートルで、資材置場のための除外案件になります。

申出者は〇〇〇〇を行っています。トラックを効率よく運送をするために、荷主から預かっている空きパレットを経路途中の営業所に仮置きしてもらっていますが、営業所の場所が分散しており、回収の配送管理に時間がかかっています。また、各営業所に空きパレットを仮置きするスペースが不足しており、十分管理できずに木製パレットが傷んで荷主に損害が発生することもあり、まとめて空きパレットを仮置きできる場所が必要になりました。さらに効率よく空きパレットを配送管理する必要があるため、本社である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の近くに資材置場を計画したものです。

計画地は農地に隣接しておらず、農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました8番の資材置場について、皆様のご意見をお伺いします。ここは、現場は過去茶畑ですか。

○農業振興課

はい。

○議長

何かありませんか。

よろしいですか。

(はい。の声)

○議長

では、次に9番について説明をお願いいたします。

○農業振興課

農業振興課の新です。よろしく申し上げます。

議案番号9番についてご説明をさせていただきます。資料が61ページから95ページまでとなります。

事業計画者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社です。事業計画地につきましては、資料の62ページを御覧いただき、場所は株式会社ソーシン本社北側、ここは多くの企業が集まる小さな工業団地を形成されている場所に隣接する畑となります。

地番は、大字寺竹字外野西一号〇〇〇—〇、〇〇〇—〇、〇〇〇—〇番、面積合計4,829平方メートルの、地目は畑となります。

事業計画者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇〇〇〇〇に設立した農業法人であり、〇〇〇〇〇を母体として設立された〇〇〇〇〇〇株式会社が出資し、農業分野に新規参入をしました。当初よりの中間管理事業を活用してこれまで圃場を拡大してきたところです。

今回の事業目的は、圃場の拡大に伴う既存工場能力不足を解消するもの、既存工場の老朽化による生産効率の低下を解消するもの、品質確保を実現し、生産性の向上を図ることを目的としたものです。

計画では、現在協力事業所保有の工場を利用して荒茶の製造を行っておりますが、収穫量の増加とともに、加工能力を向上させなければいけない状況がございます。また、既存施設は近隣への騒音問題、狭隘な施設敷地での事故防止策の影響ですとか、繁忙期における駐車スペースの問題などを抱えており、既存の場所での敷地拡張を望めないことから、これらの課題を解決するため、老朽化も含め新たな場所での計画がされたものです。

事業計画の中では、新工場の生葉の処理能力については、既存の工場の2.5倍の能力を予定しており、その実現に向け必要となる工場の能力や機能及び予算等により検討され、目的とする生産性を実現するために必要な広さや形を考慮したものです。敷地についても、各圃場からのアクセスや接道の条件等ほか、新設工場に加えて保管庫、農業機械の保管場所等の附属施設の整備も重要であると考え、これらの条件を考慮した面積となっております。

土地の選定につきましては、生葉の効率的な集荷ができる場所ですとか、開発許可基準に適合する条件を基に検討されております。後ろのほうのページ、26か所ですか、検討の結果ございますが、市街地域ですとか、狭山台の工業団地付近、こういうところの選

定に始まり、各所の調査検討をした結果、今回の計画地と決定したということでございます。

計画地、農地ではございますが、図面のとおり、ミニ工業団地に隣接し、農用地区域の外辺部というのですか、一番外側に位置するところですか。農地を分断することもないということですし、また隣接農地の同意を得ているということで、農業上の支障はないものと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました9番の農業用施設（荒茶工場）について、皆様のご意見を伺います。

何かございませんか。ありませんか。

はい、どうぞ。

○農業委員6番（田嶋正明君）

資金計画の中の②、③、④のところに○○○○○○○○○○場合と書いてあるのですけれども、これはまだ決定ではないのですか。○○○○○○○○○○。

○議長

どうぞ。

○農業振興課

○○○につきましては、既に○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○は進めておりますが、まだ決定まではしていない状況です。

○農業委員6番（田嶋正明君）

いない。

○農業振興課

はい。

○議長

ありませんか。

よろしいですか。

（はい。の声）

○議長

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われまますので、農業委員会として意見をまとめたと思います。

この意見は、市が行う整備計画の変更に伴う意見聴取であり、開発内容が農地転用の技術基準に関する適合性に対する回答を含むものではありません。

農業委員会としては、「特に意見はありません」という旨の回答でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

推進委員の方もよろしいでしょうか。

よろしいですか。

(はい。の声)

○議長

では、全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答としては、「特に意見はありません」ということで決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出は3件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については5件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については9件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。ありがとうございました。

閉会 午前11時32分